

行動指針、人権方針

行動指針

経営ビジョンの実現に向けて、当社グループでは全従業員が持つべき心構えや、取るべき行動の礎となる「行動指針」を2019年に制定しました。人が持つ無限の可能性を信じて、常に高め合いながら成長することを軸に、「自立・自律」「変革」「共創」「健康・安全」「高潔」の5つの柱で構成しています。

全従業員は経営ビジョン、行動指針、各種方針の理解浸透に努めるとともに、当社グループの一員であることに誇りを持ち、またその責任を自覚し、公正で透明性のある企業活動を実践します。



人権に関する考え方

当社グループは、人が持つ無限の可能性を信じ、多彩な従業員が多様なステークホルダーとの共創を通じて世界の国々・地域にエネルギー製品・サービスを提供し、人々の明るく豊かな生活に貢献したいと考えています。

私たちのこの想いを実現していく上で、「人権の尊重は全ての判断や行動において根拠をなすもの」と考えており、これを当社グループの全役員、全従業員が順守する基本方針としています。そして、サプライヤーを含めたビジネスパートナーの皆さまにもご理解と順守を期待しています。

当社グループは、国際社会や地域社会と調和を図り、いかなる関係者に対しても差別行為を行いません。また、身体的、精神的であるかを問わず、人の尊厳を傷付けるような言動や暴力を認めません。

日本国内はもとより、世界各国で事業を展開するに当たり、当社グループは世界人権宣言ならびに労働における基本的原則および権利に関するILO宣言に表明されている国際的に認められた人権を尊重します。また、ビジネスと人権に関する指導原則、安全と人権に関する自主原則、国連グローバル・コンパクトなどを支持しています。また、各国や地域の法令を順守し、もしそれらと国際的に認められた人権基準との間に矛盾がある場合には、法令の範囲内で国際的な人権基準を尊重する方を追求していきます。

当社グループは、闊達なコミュニケーションおよびフィードバックの文化を促進しており、従業員は人権課題と関連する懸念について、所属長に相談することができます。また、人権に関する案件を含む行動規範への違反または潜在的な違反に対応するため、役員と従業員向けの報告相談窓口（社内・社外窓口 P.69）を設置しています。社外のステークホルダーに対しても、事業活動への懸念を通報できる窓口（お客さまセンター窓口 P.13）を設置しています。また、当社グループの人権尊重の取り組みについて随時ウェブサイトなどで情報を開示します。

当社グループの人権基本方針は、社外専門家の助言を経て、業務執行上の重要案件を審議する経営委員会、業務執行の意思決定機関である取締役会の承認を得て制定しています。

当社グループが重視する人権課題

- | | |
|--------------|------------------|
| ① ダイバーシティの推進 | ⑥ 結社の自由と団体交渉権の承認 |
| ② 強制労働の禁止 | ⑦ 労働環境の整備 |
| ③ 児童労働の禁止 | ⑧ 土地や水、天然資源の使用 |
| ④ 差別の禁止 | ⑨ 先住民の権利の尊重 |
| ⑤ ハラスメントの禁止 | |

出光グループ 人権基本方針 ▶ <https://sustainability.idss.co.jp/ja/themes/201>



人権に関する取り組み

2020年度の取り組み

① 人権デュー・デリジェンスの実施

日本国内・海外の関係会社（計241社）に対し、さまざまな国際基準に基づいたESGに関する設問（約80問）を用いてスコアリングを行い、人権リスクの特定を実施しています。（2020年12月完了予定）リスク特定の結果に基づき、リスクの高い事業を中心に対策を講じます。

② 役員および従業員に対する人権基本方針の浸透

人権の基礎知識、ビジネスと人権に関する指導原則、人権侵害の事例、当社が重視する人権課題などを用いて、eラーニング形式で実施予定です。（2020年度）

■ 人権デュー・デリジェンス推進の過程

